

オンラインによる質問の実施について（案）

【対象の質問】

○ 一般質問のみを対象

- ・ 代表質問は個人質問である一般質問と異なり、会派を代表して行うものであり、質問者を変更して実施することが可能であるため対象外とする。

【質問日】

○ 定められた質問日に実施

- ・ 質問日に欠席となる場合の特例措置であることから、オンラインによる質問を行うにあたり、質問日の変更は行わない。

【議事日程、質問順位】

○ 別日程にせず、定められた質問順位どおりに実施

- ・ 議事日程等の変更は、議会運営委員会での協議事項となることから、本制度を容易に利用できるように議事日程や質問順位は変更しない。

【発言通告書】

○ 再提出の必要なし（質疑の項目がある場合でも削除のうえ再提出する必要なし）

- ・ 緊急時の場合など、再提出できないケースも想定されるため再提出を求めない。
- ・ ただし、質疑の項目を通告している場合、質問者はオンラインによる質問中に、当該項目が質疑に該当するため割愛する旨を議長に伝えなければならない。

【申請の手続】

○ 質問日前日の午後5時までに議長あて申請書を提出

- ・ 欠席届とあわせて申請書を提出する。
- ・ ただし、申請書を提出する前に、同一会派内で質問順位の変更について調整を行う。

【通信不具合時の対応】

○ 通信不具合が生じた場合、以下のとおり対応

- ① 記録を止める又は暫時休憩し、通信環境の確認を実施（1人概ね20分を目安とする）
- ② 通信環境が復旧せず、質問を行うことが困難であると判断される場合、当該質問は終了。
- ③ 当該質問に係る質問機会の取扱いについては、質問者の申し出に基づき議会運営委員会での協議。

【その他】

○ オンライン質問議員の責務等は、原則オンライン委員会と同様の取扱い

上記の内容を踏まえ、次のとおり規定を整備。

- ・ 「大阪府議会オンラインによる質問に関する要綱」の制定
- ・ 「本会議の質疑・質問等に関する申合せ事項」の改正

【大阪府議会会議規則】

(発言の通告等)

第49条 (1～4省略)

- 5 通告した者が欠席したとき(第60条の2の規定により質問するときを除く。)又は発言の順位に当たっても発言しないとき若しくは議場に現在しないとき(同条の規定により質問するときを除く。)は、通告は、その効力を失う。

(質問の特例)

- 第60条の2 議場に現在しない議員について、重大な感染症のまん延防止措置の観点から又は大規模な災害等の発生等により、若しくは育児、介護等のやむを得ない事由により出席が困難であると議長が認めるときは、当該議員は、映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法(以下この条において「オンライン」という。)によって、質問することができる。
- 2 前項の場合において、議員は、オンラインによる質問を希望するときは、あらかじめ議長の許可を得なければならない。
 - 3 オンラインによる質問を行う場合の申請の方法その他必要な事項は、議長が別に定める。